

指令第 号
令和 年 月 日

住 所
氏 名 様

大阪市長

令和 年 月 日付けをもって農地法第3条1項の規定による許可申請のあった農地（採草放牧地）のについての のは下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

譲渡人（設定者） 住 所
氏 名
譲受人（被設定者） 住 所
氏 名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積 (m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 条件

（農地法第3条第3項の規定の適用を受けて同条第1項の許可をする場合は、毎年、その農地（採草放牧地）の利用状況について、大阪市に報告しなければならない旨記載する。）

受 理 通 知 書

大 經 産 第 号
令 和 年 月 日

(届出者) 様

大阪市長

令和 年 月 日付けで届出書の提出があった農地法第3条の3第1項の規定による届出についてはこれを受理したので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

記

1 権利を取得した者として届出があつた者の氏名等

氏 名	住 所

2 届出に係る土地の所在等

所在・地番	地 目		面積(m ²)	備 考
	登記簿	現況		

受 理 通 知 書

大 経 産 第 号
令 和 年 月 日

(届出者) 様

大阪市長

令和 年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてはこれを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所						
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目		面 積			
			登記簿	現 況				
					m ²			
		権利の種類及び設定又は移転の別						
3 届出書が到達した日								
4 届出に係る転用の目的								

受 理 通 知 書

大 経 産 第 号
令 和 年 月 日

(届出者/譲受人) 様
(届出者/譲渡人) 様

大阪市長

令和 年 月 日付けをもって届出書の提出があった農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてはこれを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知します。

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所			面 積				
	譲受人								
	譲渡人								
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	登記簿	現 況				
					m ²				
	権利の種類及び設定又は移転の別								
3 届出書が到達した日									
4 届出に係る転用の目的									

指令第 号
令和 年 月 日

住 所
氏 名 様

大阪市長

令和 年 月 日付けをもって農地法第 18 条 1 項の規定による許可申請のあつた
農地（採草放牧地）の賃貸借の については、下記により許可します。

記

1 当事者の氏名等

賃貸人 住 所

氏 名

賃借人 住 所

氏 名

2 許可する土地

所在・地番	地 目		面積 (m ²)	備考
	登記簿	現況		

3 条件

事業計画認定書

大経産第 号
令和 年 月 日

住所 氏名 様

大阪市長

令和 年 月 日付けをもって認定申請のあった別記土地に係る事業計画について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定により認定する。

(別記)

所 在	地 番	地 目		地 積 (m ²)	権利の種類	所 有 者(注)	
		登記簿	現況			住 所	氏 名又は 名称

(注) 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

事業計画の変更の認定書

大経産第 号
令和 年 月 日

住所 氏名 様

大阪市長

令和 年 月 日付けをもって変更の認定申請のあった別記土地に係る事業計画について、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第6条第3項の規定により認定する。

(別記)

所 在	地 番	地 目		地 積 (m ²)	権利の種類	所 有 者	
		登記簿	現況			住 所	氏 名 又 は 名称

都市農地の貸借の円滑化に関する法律第7条第1項の規定による勧告書

大経産第 号
令和 年 月 日

住所 氏名 様

大阪市長

貴殿が都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年法律第68号。以下「法」という。）第7条第1項第 号に該当することから、同項に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、法第4条第3項の認定を取り消すことがありますので御留意願います。

記

1 都市農地の所在等

所在・地番	地 目		地 積 (m ²)
	登記簿	現況	

2 勧告の理由

○○のため、法第7条第1項第○号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

令和 年 月 日

認定取消通知

大経産第 号
令和 年 月 日

住所 氏名 様

大阪市長

令和 年 月 日付けでした都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の認定について、法第 7 条第 2 項第 号に該当することから下記により当該認定を取り消します。

記

1 認定を取り消す都市農地の所在等

所在・地番	地 目		面 積 (m ²)	備 考
	登記簿	現況		

2 法第 7 条第 2 項第 号に該当する事由

[教示]

1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 255 条の 2 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 19 条第 2 項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財團である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第 4 項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副 2 通を大阪府知事に提出して審査請求することができます。

2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

受理通知書

大経産第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

大阪市長

令和 年 月 日付けて届出書の提出があつた都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項の規定による賃貸借の解除の届出についてはこれを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので通知します。

なお、本通知は権利関係を証明するものではないので念のため申し添えます。

記

1 届出に係る農地の貸借人及び賃借人の氏名等（注）

	氏名	住所
賃貸人		
賃借人		

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

2 届出に係る農地の所在等

所在・地番	地目		面積 (m ²)	備考（注）
	登記簿	現況		

3 届出書が到達した日

令和 年 月 日

大阪市指令経産第 号

申請者
(主たる事務所)

(名称・代表者氏名)

※ 法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

令和 年 月 日付けをもって都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 11 条において準用する特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定による承認申請のあった別記土地に係る特定都市農地貸付けについてこれを行うことを承認する。

令和 年 月 日

大阪市長

(別記)

記

所 在	地 番	地 目		地 積 (m ²)	権利の種類	所 有 者(注)	
		登記簿	現況			住 所	氏名又は名 称

注：法人の場合は事務所の住所地、法人の名称及び代表者の氏名を記載

買 受 適 格 者 証 明 書

申請者 住所

氏名

下記農地の売却について、上記の者は買受適格があることを証明します。

大経産第 号
令和 年 月 日

大阪市長

記

- 1 競売事件番号
〇〇〇〇裁判所 令和 年 (〇) 第〇〇〇号

- 2 土地の表示

所在・地番	地目		面積 (m ²)	所有者	備 考
	登記	現況			

